



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第91号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 規則の概要

- (1) 平成28年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正
 - ア 農業協同組合法の規定により、出資組合の新設分割を認可すること。（別表第2関係）
 - イ 農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会ネットワーク機構を指定し、又はその指定を取り消すこと。（別表第2関係）
 - ウ 農産物検査法の規定により、地域登録機関に対し必要な適合措置又は改善措置をとるべきことを命じ、及び地域登録機関の取消し、又は業務の停止を命ずること。（別表第2関係）
 - エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を定め、又はこれを変更すること。（別表第2関係）
 - オ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により、薬品製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可を更新すること。（別表第5関係）
 - カ 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の規定により、返還債務の免除の承認を行うこと。（別表第5関係）
 - キ 農地法の規定により、国又は都道府県等との協議を成立させるために、農業委員会の意見を聴くこと。（別表第5関係）
- (3) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号から第30号までを削り、第31号を第18号とし、第32号を第19号とし、同条第33号中「職員及び職員の職の設置に関する規則」の次に「（昭和31年島根県規則第85号）」を加え、同号を同条第20号とする。

第5条第1項中「、前条」を「及び前条」に改め、「、第7条の規定によりグループリーダー、副政策企画監及び企画幹（以下「グループリーダー等」という。）が専決することができる事項」を削り、同条第2項中「管理監、医療企画監、統括指導監査監、統括団体検査監、統括技術専門監、統括出納監査監、室長、センター長、管理所長、上席調整監、政策調整監、調整監又は統括林業普及員」を「別に定める職にある者」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

課長及び政策企画監が専決することができる事項のうち、グループリーダー、副政策企画監及び企画幹（以下「グループリーダー等」という。）に専決させることができる事項は、次のとおりとする。

第7条第1項第12号中「すること」の次に「並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること」を加え、同項第13号を削り、同項第14号中「第2条第8号から第33号まで」を「第2条第8号から第20号まで」に、「職員を」を

「職員及び別に定める職にある者を」に、「第16号」を「第15号」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同項に次の1号を加える。

(16) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ課長又は政策企画監が指定した事項であつて、総務部長に届け出た事項
第11条第1項中「組織規則第69条第1項の表地方機関の内部組織等の部の中欄及び同条第2項の表の中欄に掲げる職又は職員及び職員の職の設置に関する規則別表に掲げる上席調整監、調整監、技術専門監及び企画幹の」を「別に定める」に改める。

第15条第1項の表局長の項第5号を次のように改める。

(5) あらかじめ局長が指定する職員

第15条第1項の表部長の項第8号を次のように改める。

(8) あらかじめ部長が指定する職員

第15条第1項の表部長の項第9号から第16号までを削り、同表出納局長の項第2号を次のように改める。

(2) あらかじめ出納局長が指定する職員

第15条第1項の表出納局長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表課長の項及び政策企画監の項を次のように改める。

課 長	(1) あらかじめ課長が指定する職員
政策企画監	(1) あらかじめ政策企画監が指定する職員

第19条を次のように改める。

(室長等の専決事項の特例)

第19条 第5条第2項又は第7条の規定により専決することができる者が不在の時は、それぞれその上司が決裁するものとする。

第20条第2項を削る。

別表第1第5号知事決裁事項の欄の(1)中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

別表第2総務部の表人事課の項第11号事務の種類欄中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号知事決裁事項の欄の(1)中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

別表第2健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「小規模居住型児童教育事業」を「小規模居住型児童養育事業」に改め、同欄中(2)から(4)までを削り、同欄の(5)中「命ずること」の次に「(保育所に係るものを除く。)」を加え、同欄の(6)中「取り消すこと」の次に「(保育所に係るものを除く。)」を加え、同欄中(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、(7)を削り、同項第4号を削り、同項の次に次の1項を加える。

子ども・子育て支援課	1 児童福祉法の施行に関する事務	(1) 法第34条の14第3項の規定により、一時預かり事業を行う者に対し、その基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずること。 (2) 法第34条の14第4項の規定により、一時預かり事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。 (3) 法第34条の18の2第3項の規定により、病児保育事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を
------------	------------------	--

		命ずること。 (4) 法第46条第3項の規定により、児童福祉施設の設置者に対して改善を勧告し、若しくは改善を命じ、又は同条第4項の規定により、児童福祉施設の設置者に対して事業の停止を命ずること（保育所に係るものに限る。）。 (5) 法第58条第1項の規定により、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと（保育所に係るものに限る。）。 (6) 法第59条第5項の規定により、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。
2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務	(1) 法第7条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消すこと。 (2) 法第20条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者に対して改善を勧告し、若しくは改善を命じ、又は法第21条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者に対して事業の停止若しくは施設の閉鎖を命ずること。 (3) 法第22条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項第6号部長専決事項の欄中(9)を削り、(8)を(9)とし、(5)から(7)までを(6)から(8)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第70条の3第3項の規定により、出資組合の新設分割を認可すること。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項に次の1号を加える。

10	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関する事務	(1) 法第42条第1項の規定により、農業委員会ネットワーク機構を指定すること。 (2) 法第50条第1項の規定により、農業委員会ネットワーク機構の指定を取り消すこと。
----	------------------------------------	---

別表第2農林水産部の表農産園芸課の項第11号部長専決事項の欄中(3)を削り、同項に次の1号を加える。

12	農産物検査法（昭和26年法律第144号）の施行に関する事務	(1) 法第22条の規定により、地域登録機関に対し、必要な適合措置をとるべきことを命ずること。
----	-------------------------------	---

		<p>(2) 法第23条の規定により、地域登録機関に対し、必要な改善措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(3) 法第24条の規定により、地域登録機関の登録の取消し、又は業務の停止を命ずること。</p>
--	--	--

別表第2 農林水産部の表林業課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表森林整備課の項第1号事務の種類欄中「森林法」を「森林法（昭和26年法律第249号）」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同欄中(17)を(18)とし、(7)から(16)までを(8)から(17)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第10条の13第1項の規定により、森林整備協定の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすること。

別表第2 農林水産部の表森林整備課の項第3号事務の種類欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同欄の(2)中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同欄中(9)を(10)とし、(3)から(8)までを(4)から(9)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第7条の2第1項又は第3項において準用する法第7条第5項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を定め、又はこれを変更すること。

別表第2 土木部の表下水道推進課の項第1号部長専決事項の欄の(2)中「法第25条の3」を「法第25条の11」に改め、同欄の(3)中「法第25条の7」を「法第25条の15」に改め、同欄の(4)中「法第25条の10」を「法第25条の18」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第5 支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「隠岐世界ジオパーク支援事業」を「隠岐ユネスコ世界ジオパーク支援事業、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業」に改め、同表保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第4条第1項の規定により、薬局開設の許可をすること。
- (2) 法第4条第4項の規定により、薬局開設の許可を更新すること。
- (3) 法第7条第3項ただし書（第17条第4項（薬局製造販売医薬品の製造業に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者を薬局の管理者等とすることを許可すること。
- (4) 法第8条の2第1項の規定により、薬局に関する必要事項の報告を受理すること。
- (5) 法第8条の2第2項の規定により、報告事項の変更の報告を受理すること。
- (6) 法第8条の2第4項の規定により、必要な情報の提供を求めること。
- (7) 法第8条の2第5項の規定により、報告事項を公表すること。
- (8) 法第12条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可をすること。
- (9) 法第12条第2項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可を更新すること。
- (10) 法第13条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業の許可をすること。
- (11) 法第13条第3項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業の許可を更新すること。
- (12) 法第14条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売の承認を与えること。
- (13) 法第14条の9第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売の届出を受理すること。
- (14) 法第14条の9第2項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売の届出事項の変更の届出を受理すること。
- (15) 法第24条第1項の規定により、医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可をすること。
- (16) 法第24条第2項の規定により、医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可を更新すること。

- (17) 法第28条第3項ただし書の規定により、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者を店舗管理者とすることを許可すること。
- (18) 法第33条第1項の規定により、配置従事者の身分証明書を交付すること。
- (19) 法第35条第3項ただし書の規定により、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者を医薬品営業所管理者とすることを許可すること。
- (20) 法第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可をすること。
- (21) 法第39条第4項の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を更新すること。
- (22) 法第39条の2第2項ただし書の規定により、その営業所以外の場所で営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者を高度管理医療機器等営業所管理者とすることを許可すること。
- (23) 法第39条の3の規定により、管理医療機器の販売業又は貸与業の届出を受理すること。
- (24) 法第40条の5第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可をすること。
- (25) 法第40条の5第4項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。
- (26) 法第40条の6第2項ただし書の規定により、その営業所以外の場所で営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者を再生医療等製品営業所管理者とすることを許可すること。
- (27) 法第68条の6の規定により、特定医療機器の販売業者等に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。
- (28) 法第68条の8の規定により、再生医療等製品の販売業者等に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。
- (29) 法第68条の23の規定により、生物由来製品の販売業者等に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。
- (30) 法第69条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定により、医薬品の製造販売業者等に対して報告をさせ、職員に立ち入り等をさせること。
- (31) 法第70条第1項の規定により、医薬品等を業務上取り扱う者に対して、廃棄等の措置を採るべきことを命ずること。
- (32) 法第70条第2項の規定により、職員に廃棄等の処分をさせること。
- (33) 法第72条の3の規定により、薬局開設者に対して報告を行うべきこと等を命ずること。
- (34) 法第72条の5第1項の規定により、措置を採るべきことを命ずること。
- (35) 法第76条の8第1項の規定により、指定薬物の貯蔵等をした者から報告をさせ、又は職員に立入り等をさせること。
- (36) 施行令第1条の5の規定により、薬局開設の許可証の書換え交付をすること。
- (37) 施行令第1条の6の規定により、薬局開設の許可証の再交付をすること。
- (38) 施行令第1条の8の規定により、薬局開設の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。
- (39) 施行令第5条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付をすること。
- (40) 施行令第6条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付をすること。
- (41) 施行令第8条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。
- (42) 施行令第12条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付をすること。
- (43) 施行令第13条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付をすること。
- (44) 施行令第15条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。
- (45) 施行令第45条第1項の規定により、医薬品の販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付をすること。

(46) 施行令第46条第1項の規定により、医薬品の販売業（配置販売業を除く。） 、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付をすること。

(47) 施行令第48条の規定により、医薬品の販売業（配置販売業を除く。） 、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。

別表第5 女性相談センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第11条」を「第12条」に改め、同欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 規則第10条の規定により、返還債務の免除の承認を行うこと。

別表第5 支庁及び農林振興センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「第15条の2第7項」を「第15条の2第8項」に改め、同項第2号地方機関の長専決事項の欄を次のように改める。

(1) 法第4条第1項の規定により、農地の転用を許可すること。

(2) 法第4条第8項の規定により、農地の転用について、国又は都道府県等と協議すること。

(3) 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、国又は都道府県等との協議を成立させるために、農業委員会の意見を聴くこと。

(4) 法第5条第1項の規定により、農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転を許可すること。

(5) 法第5条第4項の規定により、農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得について、国又は都道府県等と協議すること。

(6) 法第51条第1項の規定により、違反転用者等に対して処分をし、又は原状回復等の措置を講ずべきことを命ずること。

(7) 法第52条の4の規定により、農業委員会からの措置の要請を受理すること。

別表第5 支庁及び農林振興センターの項第6号を削り、同項中第7号を第6号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第19号事務の種類欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣の数の調整並びに施行規則第5条第1項第1号及び第2号の捕獲の目的」を「保護又は管理の目的」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、同項第23号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「地域改良基礎雌牛整備事業」を「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業のうち地域提案戦略支援」に改め、同項中第24号を第23号とし、第25号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第5 畜産技術センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(2) 共同研究の実施に関する事務（当該共同研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。